

世田谷区認知症とともに生きる希望条例

1. 主旨

区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる社会を実現するため、認知症施策を総合的に推進してきている。

認知症は誰もがなり得る可能性があり、全ての区民等が自らのこととして捉え、認知症があってもなくても、希望をもって、ともにより良く生きることができる地域共生社会が求められている。

このため、本条例を検討するにあたり、検討委員会及びワークショップにおいて本人に参加していただき、意思決定等についての思いや意見を直接聴き、丁寧に議論を重ねてきた。

区は、自分らしく地域でともに生きていくことができる環境を整え、全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定する。

2. これまでの経過

- (1) 福祉保健常任委員会で、骨子案を報告 2月26日
- (2) 区民意見募集（パブリックコメント） 3月1日～3月23日
- (3) 認知症在宅生活サポートセンター開設 4月1日（うめとぴあ）
- (4) 福祉保健常任委員会で、素案を報告 7月31日

3. 条例案の内容

別紙1 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例（案）」のとおり

4. 条例の解説（案）

別紙2 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例 解説（案）」のとおり

5. 今後のスケジュール（予定）

令和2年 9月	第3回区議会定例会に条例案を提案
10月	条例施行
10月下旬	シンポジウム（条例周知のため）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 基本的施策（第9条 - 第15条）

第3章 認知症施策の推進に関する体制（第16条 - 第18条）

第4章 雑則（第19条・第20条）

附則

世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、世田谷区立保健医療福祉総合プラザを開設し、その中の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策を総合的に推進しています。

今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまふ」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。

世田谷区は、自分らしく地域とともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）について、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機

関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、もって一人ひとりがともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。

区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。

地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。

関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。

事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関として活動を行うものを含む。）をいう。

私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後における生活に係る自らの思い、希望又は意思を繰り返し書き記す過程及びその文書又は記録をいう。

軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。

あんしんすこやかセンター 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内に存するものをいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。

区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

（区の責務）

第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進する責務を有する。

2 区は、認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

3 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるよう、地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

（区民の参加）

第5条 区民は、認知症とともに生きることには希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイルに係る取組等を行うよう努めるものとする。

3 区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つよう努めるものとする。

4 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

（地域団体の役割）

第6条 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民相互の支え合い及び見守り活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第7条 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じて適時に、かつ、適切なサービスを受けることができるよう、相互間の連携に努めるものとする。

2 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるよう、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(区民等の理解の推進)

第9条 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

2 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動に係る情報を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

(認知症への備え等の推進)

第10条 区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。

(意思決定の支援等)

第11条 区は、本人の意思決定を支援するための方法について継続的に検討するとともに、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する。

2 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

(権利擁護)

第12条 区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

(相談体制の充実及びその支援)

第13条 区は、本人及び家族等からの相談に適時に、かつ、適切に対応することが

できるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。

2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

(医療及び介護等の支援)

第14条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時に、かつ、適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

認知症(軽度認知障害を含む。)の早期対応及び早期支援

本人同士の支え合い及び社会参加活動の推進並びに容態に応じた支援

家族等への支援

生活の支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の充実

認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

(地域づくりの推進)

第15条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

2 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。

3 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

4 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、パートナー並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

第3章 認知症施策の推進に関する体制

(認知症施策の総合的推進)

第16条 区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画(以下「認知症計画」という。)を定めるものとする。

2 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

(世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

第17条 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月世田谷区条例第61号)第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)を拠点として行う。

2 区長は、サポートセンターにおいて認知症施策に係る事業を行うに当たっては、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して、これを行うものとする。

3 サポートセンターで行う事業に関し必要な事項は、規則で定める。

(世田谷区認知症施策評価委員会)

第18条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

3 評価委員会は、本人及び認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者のうちから区長が委嘱する委員30名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評価委員会は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

世田谷区認知症とともに生きる希望条例 解説（案）

高齢福祉部 介護予防・地域支援課

前文

世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、世田谷区立保健医療福祉総合プラザを開設し、その中の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策を総合的に推進しています。

今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。

世田谷区は、自分らしく地域とともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

【解説】

前文は、区が実施してきた認知症施策、条例を制定するに至る背景や、本条例が目指すものをわかりやすく表しており、子どもから大人までの誰もが理解できるよう、やわらかい口語体表記とし、条文とは分けた表記としました。

区では、平成25年に策定した世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想をもとに、認知症施策を総合的に推進してきました。令和2年4月には、認知症ケアの専門的かつ中核的な全区の拠点として、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターをオープンし、普及啓発から早期対応・早期支援、地域づくりや人材育成に至るまで、様々な認知症施策を進めています。

認知症は、誰もがなる可能性があるものです。

平均寿命が延び、高齢化率の高まる今日において、認知症は誰もがなる可能性があるものであり、多くの世田谷区民にとって身近なものとなっています。

本条例の制定に向けて、本人やその家族をはじめ、認知症施策について精通している学識経験者や医師、介護保険事業者、地域団体、区民等を交えた検討委員会で議論を重ねてきました。また、議会でもご議論いただくとともに、本人を含む区民参加のワークショップを2回実施し、区民意見募集（パブリックコメント）等においても意見を聴き、条例に反映しています。

区は、子どもから大人までの全ての区民が認知症を自分のこととして捉え、誰もが当たり前前に自分の希望と権利が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるまちを目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）について、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、もって一人ひとりがともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例の目的は、認知症とともに生きる人（この解説では、「本人」といいます。）の権利が尊重され、これまでと同じように暮らすことができ、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、安心して自分らしく暮らすことができるよう、希望を持って暮らせる地域社会をつくっていくことです。

令和元年6月に国から出された「認知症施策推進大綱」では、「認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になること等を含め、多くの人にとって身近なものとなっている。認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、施策を推進していく。（一部抜粋）」という基本的な考え方が示されています。

本条例においても、その目的を達成するための認知症に係る施策の基本となる理念を定め、区のやるべきこと、区民に参加していただきたいこと、また、地域の中で活動されている地域団体、医療や介護等で認知症の方々を支えている関係機関、商店や会社等を営む事業者の方々の役割を示しました。そうすることで、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、認知症は誰もがなる可能性があることを理解して、将来に向けた意思決定等の準備をし、本人を含む全ての区民が希望を持ちながら、地域でともに支え合う社会を実現できると考えています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。

区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。

地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。

関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。

事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関として活動を行うものを含む。）をいう。

私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後における生活に係る自らの思い、希望又は意思を繰り返し書き記す過程及びその文書又は記録をいう。

軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。

あんしんすこやかセンター 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内に存するものをいう。

【解説】

本条例において使用する用語の意味を定義付けています。

(1) 認知症・・・法律を参考にした認知症の定義としています。

(2) 区民・・・区内に住所を有する人の他、本条例では、区内に活動の場を持つ方々も含め、広く本人やその家族とともに協働して認知症施策を推進していくため、区内に居所、勤務先または通学先のある方を「区民」として定義付けています。

(3) 地域団体・・・町会、自治会、高齢者クラブ、認知症カフェや介護者の会、家族会、NPO等、主に非営利で活動している団体をいいます。

(4) 関係機関・・・医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所は、病院やクリニック等の医療機関、居宅介護支援事業所や認知症対応型通所介護事業所、特別養護老人ホーム等の介護保険事業所をいいます。

教育若しくは法律に関する事業を行う事業所は、学校等の教育機関や弁護士、司法書士等の成年後見制度等の法制度を扱う事業所をいいます。

(5) 事業者・・・(4) 関係機関を含めた、商店街や企業等全般をいいます。

(6) 私の希望ファイル

・・・誰もが認知症になる可能性があることを認識していただき、認知症になる前から、また、認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らしていくために、自らの思いや希望、意思を繰り返し書き記す過程やその文書、記録をいいます。

この「思い」には、意思決定に至らない段階での本人の「思い」も含めており、自分で書けない方は、親しい方に聞いてもらいながら記録してもらうこともできます。

自分の思いを近しい人に伝え、希望を叶えるために地域の方々と共に取り組むことによって、認知症にやさしい地域が形成される効果を期待するものです。また、地域の中で、一人ひとりが将来自分らしく希望を持って暮らせるかを考えることにより、他者を思いやり、認知症があってもなくても皆が安心して生活できる地域共生社会へと繋がる取組みと考えています。

ACP(アドバンス・ケア・プランニング)¹やエンディングノートのように、終末期の意思を伝えるものもありますが、今後の生活にいかに関心を持って暮らしていきたいかを残していく手段のひとつと考えています。

また、時間が経てば自分の考えや希望は変わってくるため、何回も書き直し、希望を叶えていくことを想定し「ファイル」としています。

(7) 軽度認知障害

・・・認知症の一步手前の状態のことであり、MCI(Mild Cognitive Impairment)ともいいます。

(8) あんしんすこやかセンター

・・・世田谷区が区内28地区に設置している高齢者のための福祉の相談窓口です。

¹ ACP(アドバンス・ケア・プランニング)：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス。

(基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。

本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。

区民、地域団体、関係機関及び事業者(以下「区民等」という。)が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

【解説】

本条文では、前文、第一条(目的)を踏まえた本条例の基本理念を示しています。

認知症は誰もがなる可能性があるものであり、決して他人事ではありません。

認知症とともに自分の意思と権利が尊重され、自分らしく希望を持って暮らしていくためには、区民はじめ地域団体、関係機関、事業者全員が自分事として考えながら、安心して暮らせる地域を共に協力しながらつくっていくことが求められます。

この理念は、本条例のそれぞれの条文に活かされています。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進する責務を有する。

2 区は、認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

3 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるよう、地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

【解説】

本条文では、区のやるべきことを規定しています。

区は、これまで本人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、普及啓発から早期対応・早期支援、地域づくりや人材育成に至るまで、様々な認知症施策を実施してきました。

本条例における区のやるべきことは、区が現に取組みを進めている施策をさらにより良いものとし、一層邁進していくことを定めているものです。

具体的な内容は、第二章「基本的施策」の第9条から第15条にかけて規定しています。

(区民の参加)

- 第5条 区民は、認知症とともに生きることには希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 2 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイルに係る取組等を行うよう努めるものとする。
- 3 区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つよう努めるものとする。
- 4 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

【解説】

本条文では、区民に参加していただきたいことを示しています。

区民は、認知症とともに生きることには希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

認知症は誰もがなる可能性があるものですが、たとえ認知症になったとしても、安心して暮らし続けていくための備えとして、認知症になる前から認知症について知っておくことが大切です。

区では、主にあんしんすこやかセンターが認知症に関する講座（認知症サポーター養成講座）や健康づくりに役立つ講座（はつらつ介護予防講座等）を開催しています。また、地域で自主的に健康づくり活動に取り組んでいる団体も数多くあります。このような講座や活動に参加することで、認知症に関する知識を深めたり、健康づくりができるのはもちろん、自分の住む地域の中で人と人との関わりができ、より安心して暮らし続けていくための備えにつながっていきます。

区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイルに係る取組等を行うよう努めるものとする。

「私の希望ファイル」とは、誰もが認知症になる可能性があることを認識していただき、認知症になる前から、また認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らしていくために、自らの思いや希望、意思を繰り返し書き記す過程やその文書、記録をいいます。

この取組に参加することにより、認知症を身近なものと感じ、認知症にやさしい地域が形成される効果が期待できます。

区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つよう努めるものとする。

本人は、少しの手助けがあれば、安心してこれまでどおりに暮らすことができます。

例えば、道に迷ってしまう不安のある本人が外出する際に、パートナーと行動を共にすることで、安心して外出ができ、これまでどおり趣味に没頭したり、仕事や社会参加活動を行うことができます。また、パートナーが手助けするだけでなく、本人は先に認知症を経験している存在であるため、パートナーのお手本でもあります。

本人と支え合う存在が、パートナーです。

本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

認知症とはどういうものなのかを知るには、本人の声を聴くことが一番重要です。本人が経験したことや思いを話したり表現したりすることで、本人もそうでない人も皆が互いに理解し合え、認知症とともに安心して暮らせる地域をつくっていくことができます。

（地域団体の役割）

第6条 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民相互の支え合い及び見守り活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

【解説】

本条文では、地域団体の役割を示しています。

認知症とともに住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、町会や自治会、高齢者クラブ、認知症カフェや介護者の会・家族会等の地域で活動する方々の協力が必要です。

各団体にも認知症と思われる方が参加されていることもあります。

その場合、見守りを行いながら、本人が引き続き参加し続けられるよう配慮をお願いします。

また、本人や家族は、ひと足先に認知症と本人の介護を経験しています。そのような経験を本人や家族が発信し地域の皆さんで共有しておくことは、誰もがなる可能性のある認知症に対する今後の備えとなります。

実際に区でも、本人やその家族が自分の思いや希望を話す交流会を開催しています。

区民の身近な存在である町会や自治会等においても、そのような機会を設けていくことで、認知症とともに地域で安心して暮らし続けていくことのできる地域づくりをしていくことが望まれます。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じて適時に、かつ、適切なサービスを受けることができるよう、相互間の連携に努めるものとする。

2 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるよう、必要な情報を提供するように努めるものとする。

【解説】

本条文では、関係機関の役割を示しています。

病院等の医療機関や居宅介護支援事業所、認知症対応型通所介護事業所、特別養護老人ホーム等の介護保険事業所は、本人が暮らしていくうえで必要不可欠な存在です。

そのため、本人の状態に応じた適切なサービスの提供を行うことができるよう、各機関で情報共有と連携を行っていくことが求められます。

また、本人やその家族が、医療や介護、福祉に関するサービスをしっかりと把握し納得して利用するためには、専門的知識が必要となります。そのため、各関係機関の皆さんの専門的知識をもって、本人やその家族に対し丁寧な情報提供を行っていただくことが本条文の主旨となります。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

【解説】

本条文では、事業者の役割を示しています。

高齢化率の高まる今日において、事業を営んでいく中で本人に関わる機会は増加していくことが想定されます。

例えば、本人はお金の計算が困難なことがあるため、お店のレジで支払いに手間取っている人がいたら、トレイにお金を出して一緒にお金を数えたり、ゆっくりと時間をかけて支払いができる専用レーン（スローレーン）を設置したりすることで、焦らずに支払いができ安心して買い物をするすることができます。

また、長時間お店を歩き回り迷っている様子であれば、驚かせないように本人の視界に入ったうえで声かけし案内することで、困りごとを解決できることもあります。

さらに、営業中に自宅を訪問した際に、新聞が溜まっている等の異変がある場合は、区やあんしんすこやかセンターへ連絡を入れていただければ、すぐに対応することができます。

このような配慮や対応の仕方を従業員が学ぶ機会として、区は、認知症サポーター養成講座等を開催しています。事業者が本講座を従業員が受講する機会を設けることで、認知症への正しい知識と理解を深め、仕事中に本人と関わる機会があった場合において適切な対応ができるよう、事業者として人材育成していくことが望まれます。

また、雇用面においては、従業員が65歳未満の働き盛りにり患することのある若年性認知症と診断される場合もあります。その場合でも、若年性認知症について正しい知識を学び、事業者として適切な対応を行えば、雇用を継続していくことが可能です。

第2章 基本的施策

(区民等の理解の推進)

第9条 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

2 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動に係る情報を共有する機会の充実に図るために必要な施策を実施するものとする。

【解説】

「第2章 基本的施策」では、区が取り組むことを挙げています。

区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

区は、平成18年度から区民や学校、事業者向けに、認知症を正しく理解し本人や家族を温かく見守る応援者を養成するための、認知症サポーター養成講座を実施しています。令和元年度末現在、認知症サポーターの累計は34,849人に及び、より多くの区民が認知症について学び、正しい理解が広まっていくよう取り組んでいます。

これからも引き続き、認知症サポーター養成講座や認知症専門医による認知症講演会等を開催し、子どもから大人まで全ての区民が認知症について理解することのできる機会を幅広く設けていきます。

区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動に係る情報を共有する機会の充実に図るために必要な施策を実施するものとする。

認知症について、さらに多くの区民に関心を持ってもらうことができるよう、区はこれまでも認知症に関する区の実情や医療・介護サービス等の情報をパンフレットやホームページ、エフエムラジオ番組等を活用し広報してきました。

今後も様々な広報媒体を活用し、積極的に情報発信していきます。

また、認知症カフェや家族会・介護者の会等の地域で認知症に関する活動を行う団体同士の交流会を引き続き開催し、情報共有の機会を設けていきます。

(認知症への備え等の推進)

第 10 条 区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。

【解説】

加齢に伴い、体力や気力が低下し、食欲や活動量が低下して虚弱になっていくことがあります。それを防ぐためにも、社会参加や運動、栄養改善等の健康の保持の取組みが必要です。そのため、認知症になってからも、家に閉じこもらないように、地域の活動や趣味の交流に参加できるように働きかけていきます。また、健康の保持や増進のための講座や教室を実施する等の施策を実施していきます。

(意思決定の支援等)

第 11 条 区は、本人の意思決定を支援するための方法について継続的に検討するとともに、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する。

2 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

【解説】

区は、本人の意思決定を支援するための方法について継続的に検討するとともに、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する。

意思決定は容易にできるものではないため、意思決定に至らない段階での「思い」を明記し、意思決定につなげていくことが、この「私の希望ファイル」の取組みが目的とするところです。

区は、この主旨を踏まえ、区民にとってより分かりやすく使いやすいものとなるよう、実際に利用した区民からのフィードバックをもとに内容を更新し、意思決定支援の方法を継続的に検討していきます。

区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

区は、区民向けに意思決定支援について講座や勉強会等を開催し、区民が意思決定支援の方法について正しい知識を得ることができるように取り組んでいきます。

(権利擁護)

第12条 区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

【解説】

認知機能が低下した本人の生命・財産を守るとともに、虐待や消費者被害等に遭わず、地域での生活が継続できることを目的として、必要に応じて地域福祉権利擁護事業²(あんしん事業)や成年後見制度が利用できるよう、社会福祉協議会やあんしんすこやかセンターと連携し、普及啓発と活用支援に取り組みます。

(相談体制の充実及びその支援)

第13条 区は、本人及び家族等からの相談に適時に、かつ、適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。

2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

【解説】

区は、本人及び家族等からの相談に適時に、かつ、適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。

区は、平成21年度より、身近な地域で気軽に認知症に関する相談ができるよう、あんしんすこやかセンターに認知症専門相談員を1名ずつ配置し、もの忘れ相談窓口として、様々な相談を受け付けています。

認知症専門相談員の相談対応のスキルアップにより、もの忘れ相談窓口の質が向上することを目的として、認知症在宅生活サポートセンターが認知症専門相談員の専門研修等を実施し、スーパービジョンを引き続き行っていきます。また、あんしんすこやかセンターや地域のケアマネジャーが認知症の専門的な相談ができるよう、認知症在宅生活サポートセンターによる後方支援機能をより一層推進します。

さらに、身近な場所で医師に相談ができるよう、28地区で地区型「もの忘れチェック相談会」及び5地域で啓発型「もの忘れチェック講演会」を実施しています。今後も専門医との連携を深め、本事業を広く区民が利用できるよう推進していきます。

² 地域福祉権利擁護事業：判断能力の低下等により金銭管理や福祉サービスの契約等に不安のある方を対象に、社会福祉協議会の職員(専門員・生活支援員)が金銭管理や福祉サービスの利用手続き等を支援する事業。

区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

私の希望ファイルに取り組み、それを活用することによって、希望を持って日常生活を過ごすことができる地域づくりにつながります。

そのため、区は私の希望ファイルを地域団体や関係機関、事業者に向けて広く普及啓発し、「私の希望ファイル」の内容を実現するために積極的に取り組む地域団体や関係機関、事業者を支援していきます。

(医療及び介護等の支援)

第14条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時に、かつ、適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

認知症（軽度認知障害を含む。）の早期対応及び早期支援

本人同士の支え合い及び社会参加活動の推進並びに容態に応じた支援

家族等への支援

生活の支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の充実

認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

【解説】

認知症（軽度認知障害を含む。）の早期対応及び早期支援

認知症に早期に気づき、早い段階で適切なケアを受けることによって、認知症の進行を緩やかにすることが可能であると言われています。

区は、身近な地域で気軽に認知症に関する相談ができる、あんしんすこやかセンターのもの忘れ相談窓口で、認知症の早期対応・早期支援を行っていきます。また、医師や看護師等の専門職による個別訪問を行い、早期のうちから医療や介護につなげ、在宅生活を支援する認知症初期集中支援チーム事業等を引き続き積極的に活用し、認知症の早い段階から本人を支援する体制に取り組めます。

本人同士の支え合い及び社会参加活動の推進並びに容態に応じた支援

区は、本人同士の支え合いや社会参加できる機会として、社会参加型プログラムを普及していきます。

本人交流会等の社会参加の場づくりを支援するとともに、本人から意見を聴き、容態に応じた施策に取り組めます。

家族等への支援

区は、精神的・身体的なストレスを抱えている家族介護者向けに心理相談を行ったり、ストレスケア講座や家族会を開催したりすることで、家族介護者の負担が軽減できるよう様々な取組みを行ってきました。

これからも家族介護者が健やかな生活を送り続けるために、支援を充実させていきます。

生活の支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の充実

区は、医療機関や介護事業者を始めとした様々な立場の支援者とのネットワーク強化を図っています。

今後も本人の暮らしを支援し続けていくために、医療機関や介護事業者等との協働体制を充実させていきます。

認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

区は、世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて認知症に関するアセスメント等の専門的な研修を実施し、認知症に関する専門性の高い人材を育成することに取り組んでいます。

今後も、認知症の専門医等の専門家を講師に招き、認知症の専門研修を充実させていきます。

(地域づくりの推進)

第15条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

2 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。

3 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

4 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、パートナー並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

【解説】

区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

本人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域の理解及び見守りの目が必要です。区は、各地区において町会・自治会等の地域活動団体や、医療関係者、事業者、商店会等の多様な主体が参加し、異変があればあんしんすこやかセンターの相談窓口につなげる地区高齢者見守りネットワークを推進しています。また、警察・消防と連携を図るとともに、新聞販売局やライフライン事業者、金融機関等の事業者と見守り協定を締結し、支援が必要な方の早期把握や安否確認、異変がある場合はあんしんすこやかセンターへ連絡する等の見守り体制を整備しています。

また、認知症により外出先から帰れない不安のある方を対象に高齢者見守りステッカーを配付し、警察署等に保護された場合、コールセンターへ連絡し迅速に緊急連絡先へつなげる取組みも実施しています。

今後も地域のネットワークの強化を図りながら、地域団体、事業者はもとより警察・消防等と連携・協力し、本人に地域の目が行き届く地域づくりを推進します。

区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。

区内では、認知症カフェや介護者の会・家族会、認知症に関する勉強会を自主的に開催している団体が数多く存在します。その活動の特色は団体によって様々ですが、子どもから大人まで幅広い区民が地域において共に認知症に対する理解を深める大切な機会です。

今後も、区民の認知症への理解が深まるよう、自主的な活動を後方支援していきます。

区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

区は、令和元年度より、本人が企画から運営、振り返りの一連を担う「認知症本人交流会」を開催し、本人が自身の経験や思いを発信する場を支援してきました。

このような機会を地域団体や関係機関、事業者と共に連携・協力しながら支援し、認知症とともに暮らしやすい地域づくりの取組みを推進していきます。

区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、パートナー並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

認知症サポーター養成講座は、主に認知症への理解促進を目的としています。区は、地域で本人や家族介護者の支援を実践する人材を育成するために、認知症サポーター向けにステップアップ講座を開催し、認知症カフェとのボランティアのマッチングを行ってきました。さらに、フォローアップ講座にてボランティア活動の情報共有や活動継続の支援を行っています。

この取組みをもとに、チームオレンジ³創設に向け、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座、フォローアップ講座の内容を充実させ、認知症サポーターが地域の担い手として活躍できる仕組みづくりをより一層推進します。また、本人やその家族も担い手の一員（ピアサポーター⁴等）として社会参加できるよう取り組んでいきます。

また、本人とパートナーが地域活動に参加し続けていくことができるよう支援していきます。

³ チームオレンジ：認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、本人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み。

⁴ ピアサポーター：同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを「ピアサポート」といい、これを行う人のことをいう。

第3章 認知症施策の推進に関する体制

(認知症施策の総合的推進)

第16条 区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。

2 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

【解説】

本条例に基づき、認知症施策を進めていくために、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を策定します。本計画は計画期間を令和3年度から3年間と定め、施策展開の考え方や方策等、区が取り組む認知症施策を具体的に定め、施策を推進していきます。

この計画を定めるにあたり、認知症施策評価委員会（第18条を参照。）において、本人や認知症施策について精通している学識経験者や医師、介護保険事業者、地域団体、区民等や家族の意見を聴きながら策定をしていきます。

(世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

第17条 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を拠点として行う。

2 区長は、サポートセンターにおいて認知症施策に係る事業を行うに当たっては、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して、これを行うものとする。

3 サポートセンターで行う事業に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

令和2年4月に開設した世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（世田谷区松原6-37-10）の中に、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターをオープンしました。

サポートセンターは、認知症ケアの専門的かつ中核的な全区の拠点として、あんしんすこやかセンターやまちづくりセンター、社会福祉協議会及び総合支所等と連携を取りながら、区が取り組む様々な施策の主な部分（5つの機能⁵）を担っています。

⁵ 5つの機能：機能1「訪問サービスによる在宅支援のサポート機能」、機能2「家族支援のサポート機能」、機能3「普及啓発・情報発信機能」、機能4「技術支援・連携強化機能」、機能5「人材育成機能」

(世田谷区認知症施策評価委員会)

第18条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

3 評価委員会は、本人及び認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者のうちから区長が委嘱する委員30名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評価委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条文では、区が認知症施策を推進していくうえで必要な事項を調査審議するための区長の附属機関である、世田谷区認知症施策評価委員会について規定しています。

本委員会は、本人や認知症施策について精通している学識経験者や医師、介護保険事業者、地域団体、区民等で組織し、区の認知症施策について意見をいただきます。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

【解説】

本条例に基づく認知症施策を推進するために、区が必要な予算等を確保していくことを定めています。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項については、区長が規則において定めるものとします。